

区 分	頁・行	誤	備 考
土木工事 積算要領	要領・土木 -30	<p style="text-align: center;">2. 積算基準の適用について</p> <p>I 積算基準書の取扱い</p> <p>1 建設部制定積算基準書（建設管理課所管分）の取扱い</p> <p>次の積算基準書は、事業所管省庁制定の基準に沿って分類して制定しており、建設部及び建設管理部が発注する請負工事及び委託業務の発注にあたっては、これにより積算すること。</p> <p><u>なお、建設部制定積算基準書で他の基準書等を適用すると記載されているものについては、それによること。</u></p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p style="text-align: center;">正</p> <p style="text-align: center;">2. 積算基準の適用について</p> <p>I 積算基準書の取扱い</p> <p>1 建設部制定積算基準書（建設管理課所管分）の取扱い</p> <p>次の積算基準書は、事業所管省庁制定の基準に沿って分類して制定しており、建設部及び建設管理部が発注する請負工事及び委託業務の発注にあたっては、これにより積算すること。</p> <p><u>また、建設部制定積算基準書で他の基準書等を適用すると記載されているものについては、それによること。</u></p> <p><u>なお、他の基準書等とは次項「2-1 事業所管省庁制定の積算基準」で示す図書であり、積算基準書等と同年度4月版とする。</u></p>	記載内容の訂正

## 2. 積算基準の適用について

### I 積算基準書の取扱い

#### 1 建設部制定積算基準書（建設管理課所管分）の取扱い

次の積算基準書は、事業所管省庁制定の基準に沿って分類して制定しており、建設部及び建設管理部が発注する請負工事及び委託業務の発注にあたっては、これにより積算すること。

また、建設部制定積算基準書で他の基準書等を適用すると記載されているものについては、それによること。

なお、他の基準書等とは次項「2-1 事業所管省庁制定の積算基準」で示す図書であり、積算基準書等と同年度4月版とする。

##### (1) 土木(道路、街路、河川、砂防、海岸(建設)、下水道及び公園緑地)関係事業

- ア 土木工事積算要領
- イ 土木工事積算基準
- ウ 土木工事積算基準(電気通信・機械設備編)
- エ 土木事業委託積算基準
- オ 土木工事積算基準(下水道編)

##### (2) 漁港(漁港、海岸(漁港))関係事業

- ア 漁港関係工事積算基準

#### 2 他官庁制定積算基準書の取扱い

##### 2-1 事業所管省庁制定の積算基準

次の積算基準書は、各所管省庁が事業毎に制定したものであることから、適用範囲に十分留意のうえ準用すること（建設部制定積算基準書で他の基準書等を適用すると記載されているものを除く）。

##### (1) 土木(道路、街路、河川、砂防、海岸(建設)、下水道及び公園緑地)関係事業

- ア 土木工事標準歩掛・・・・・・・・・・(国土交通省)
- イ 土木工事標準歩掛参考資料・・・・・・・・・・(国土交通省)
- ウ 土木工事標準積算基準書・・・・・・・・・・(国土交通省)
- エ 新技術暫定歩掛・・・・・・・・・・(国土交通省)
- オ 下水道用設計標準歩掛表・・・・・・・・・・(国土交通省)
- カ 土木工事積算基準 参考資料・・・・・・・・・・(北海道開発局)
- キ 土木工事積算基準書 参考資料(道路部門)・・(北海道開発局)
- ク 土木工事積算基準書 参考資料(河川部門)・・(北海道開発局)
- ケ 災害復旧工事の設計要領・・・・・・・・・・((社)全国防災協会)
- コ 設計業務等標準積算基準書・・・・・・・・・・(国土交通省)
- サ 設計業務等標準積算基準書 参考資料・・・・・(国土交通省)
- シ 橋梁架設工事の積算・・・・・・・・・・((一社)日本建設機械化協会)
- ス 大口径岩盤削孔工法の積算・・・・・・・・・・((一社)日本建設機械化協会)
- セ 建設機械等損料算定表・・・・・・・・・・((一社)日本建設機械化協会)
- ソ 推進工事用機械器具等基礎価格表・・・・・・・・・・((一財)経済調査会)
- タ 推進工事用機械器具等基礎価格表・・・・・・・・・・((一財)建設物価調査会)